また、動植物の命を尊ぶ機会となるような様々な体験活動や適切な情報発信等を通して、自然に感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

⑶　食育推進運動の展開

食育推進運動の展開に当たっては、国民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、多様な主体の参加と連携・協力に立脚した国民運動として推進することを目指した施策を講じる。

⑷　子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子どもが楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じる。

⑸　食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食との関係が最終段階での消費のみにとどまることが多い都市生活者を始めとして、多くの国民が食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じる。

⑹　我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

我が国の伝統ある優れた食文化や地域の特性をいかした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講じる。また、農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

⑺　食品の安全性の確保等における食育の役割

国際的な連携を図りつつ、国民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係事業者、消費者等との間の情報・意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第２　食育の推進の目標に関する事項

１．目標の考え方

食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体を始め多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である。このため、基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

２．食育の推進に当たっての目標

⑴　食育に関心を持っている国民の割合の増加

食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に70％となっている割合（食育に関心がある又はどちらかといえば関心がある者）について、平成22年度までに90%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに90%以上とすることを目指す。

⑵　朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の週当たりの回数を、平成22年度の９回から、１回増やして10回以上とすることを目標とする。

⑶　朝食を欠食する国民の割合の減少

朝食を欠食する国民の割合の減少を目標とする。具体的には、生活習慣の形成途上にある子ども（小学生）については、平成12年度の４％から19年度に1.6％となっている割合を、27年度までに０％とすることを目指す。

また、成人の中でも特に問題が顕在化している20歳代及び30歳代の男性については、平成20年度に28.7%となっている割合を、27年度までに15%以下とすることを目指す。

なお、成人の場合、多様なライフスタイルにより、遅い夕食等で胃腸への負担がある場合には、消化器官の状態を踏まえた適切な朝食の摂取を心掛けることが望ましい。

⑷　学校給食における地場産物を使用する割合の増加

学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを目指す。

⑸　栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加

今後検討する「食育ガイド」(仮称)、「食事バランスガイド」、「日本人の食事摂取基準」など科学的根拠に基づいた指針等を活用し、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに60%以上とすることを目指す。

⑹　内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、定期的な運動、定期的な体重計測を継続的に実践している国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度に41.5%（実践して半年以上継続している者）となっている割合を、27年度までに50%以上とすることを目指す。

⑺　よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加

よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度に70.2%（食べ方に関心のある国民の割合）となっている割合について、27年度までに80%以上とすることを目指す。

⑻　食育の推進に関わるボランティアの数の増加

食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数の増加を目標とする。具体的には、平成21年度の34.5万人から、27年度までに37万人以上とすることを目指す。

⑼　農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

農林漁業者等による農林漁業体験や子ども農山漁村交流プロジェクトなど体験活動を促進することにより「農林漁業体験に参加した人」の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度の27%から、27年度までに30%以上とすることを目指す。

⑽　食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを目指していたが、更に食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合が増加することを目指して、27年度までに90%以上とすることを目指す。

⑾　推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加

平成22年度に40%となっている推進計画を作成・実施している市町村の割合を平成27年度までに100%とすることを目指す。

第３　食育の総合的な促進に関する事項

１．家庭における食育の推進

⑴　現状と今後の方向性

社会環境の変化や生活習慣の多様化等と合わせて、食に対する意識の希薄化が進む中で、家庭における食生活にも影響が及んでいる「しつけ」の問題を含め、これまで家庭が維持してきた教育力や生活力が低下してきており、このことは食生活においても顕著となっているとの指摘があり、家庭において食育に関する理解が進むよう、適切な取組を行うことが必要である。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（子どもの基本的な生活習慣の形成）

子どもの基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、全国的な普及啓発に係る取組を推進する。

（望ましい食習慣や知識の習得）

親子料理教室など食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進する。

また、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるとともに、家庭教育手帳をホームページに掲載し、活用を促す。

（妊産婦や乳幼児に関する栄養指導）

「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を進めるなど妊産婦に対する栄養指導等の充実を図る。

また、「授乳・離乳の支援ガイド」や「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の内容を普及するなどし、乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実を図る。

（子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進）

様々な子ども・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育についての理解を促進する。

特に、家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る共食の推進を図る。